会　議　記　録

会議の名称	議会運営委員会（請願審査）
開催日時	令和６年１２月６日（金） 午前１０時００分から午前１１時００分
開催場所	宮代町役場　議会室
出席委員の氏名	委員長　川野　武志 副委員長　丸山　妙子 委　員　丸藤　栄一 泉　伸一郎 合川　泰治 塚村　香織 議　長　田島　正徳
出席職員の職・氏名	議会事務局長　押田　昭浩 主　幹　関根　雅治 主　任　金子　尚子
会議の公開・非公開	■　公開　□　一部公開　□　非公開
一部公開又は非公開の理由	
傍聴の可否	■　可　□　否
傍聴者の人数	5名
会議資料の名称	・次第 ・請願文書表（請願書の写し）
記録の作成方法	□全文記録　■要点記録
審議の内容	下記のとおり
その他必要事項	

（川野委員長）皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は６名です。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。本日は、紹介議員の合川議員を本委員会にあらかじめ出席要求をしておりますので、後ほど請願趣旨の説明をいただきたいと思います。また、議事の正確性を期するため、請願人を参考人として出席要請をしております。入場してください。

（請願人入場）

これより１１月２８日、本会議において議長から本委員会に付託されました請願第４号「佐藤将行議員による進修館駐車場長期駐車車両に関する宮代町議会一般質問における一連の発言及び議事録

並びに議会だよりへの掲載内容に関わる事実関係の調査を求める請願書」の件を議題とし、審査を行います。
始めに、請願趣旨について、紹介議員の説明を求めます。合川議員。
（合川紹介議員）はい。おはようございます。それでは早速、説明をさせていただきます。座って失礼いたします。件名につきましては、「佐藤将行議員による進修館駐車場長期駐車車両に関する宮代町議会一般質問における一連の発言及び議事録並びに議会だよりへの掲載内容に関わる事実関係の調査を求める請願書」についてでございます。続いて趣旨につきましては、こちらに記載のとおりでございますが、令和２年に発生した進修館駐車場長期駐車車両（資料１参照）について、宮代町議会佐藤将行議員は、令和６年第１回３月定例会、第２回６月定例会、第３回９月定例会において発言を行っている。（資料２～８参照）この発言において佐藤議員は、当該車両使用者が、進修館指定管理者である特定非営利活動法人ＭＣＡサポートセンター代表の「知人」「お子様の友達」を優遇した事に端を発する「事件」として持論を展開している。議員が行う発言は公人として行うものであり、その真偽において十分な調査に基づいていることが常であるが、本件において佐藤議員が「真実」としている事柄はその経緯からも事実無根であることは明白である。（資料１０～１１参照）また、その発言により、当法人は風評被害を被っている。ということで請願を行っております。請願の内容につきましては、佐藤議員の言う「事実」の具体的根拠の提示、もう一点が、佐藤議員による進修館駐車場長期駐車車両に関する宮代町議会一般質問における一連の発言及び議事録並びに議会だよりへの掲載内容に関わる事実関係の調査を行ってほしいということです。理由としましては、本件において佐藤議員が事実無根の事柄を根拠とした宮代町議会での一連の発言、それを記録した会議録やインターネット議会中継（一般質問録画）、議会だよりへの掲載等による情報拡散により、当法人は風評被害を被っており、またそれは名誉棄損にも該当すると考えるためということになっております。請願人としましては、ＮＰＯ法人ＭＣＡサポートセンターの代表理事である渡邉朋子様となっております。以上でございます。
（川野委員長）以上で紹介議員からの説明を終わります。次に本請願の件に関しまして、議事の正確性を期すために請願人からの説明を求めます。
（請願人渡邉氏）請願人になっております。ＭＣＡサポートセンター代表理事の渡邉と申します。本日はよろしくお願いいたします。今、紹介議員の合川議員の方から請願理由の方を説明いただいたのですが、その部分も重なるかもしれないのですが、私の方でご説明させていただきたいと思います。ご説明に当たりましては、本日、資料としてお配りしております。資料１１番をご参考にしていただければと思います。資料も１１の資料があるんですけど、そのうちの一つ、８番の宮代町議会議会中継につきましては、請願を出す際に議事録が書面でなかったり、ホームページに掲載がなかったため、中継動画として、資料とさせていただいております。ご了解ください。こちらの資料ですけれども、令和６年３月議会から佐藤議員の一般質問なので、進修館駐車場長期不法駐車に関する事案ということで、一般質問などをしております。これにつきまして、佐藤議員の質問の趣旨につきましては、不法駐車行為に伴う損害賠償請求であるとこちらは認識しておりますけども、この度の請願は、この事案に関しまして佐藤議員が事実誤認の部分があるというふうに、こちらが認識しているという部分でございます。どういったことかと申しますと、長期駐車車両があって、それの引き

上げに時間がかかったということは事実なんですけれども、ここに至る経緯に関しまして、事実の誤認があると考えております。また、その事実の誤認に伴いまして、当方は様々な誤解を受け迷惑をしております。そのあたりの事実を明らかにし、誤解を払拭したいと考えております。資料の１１をご覧いただければと思います。こちらが添付いたしました宮代町の町民生活課から提出された今回の長期駐車車両の経緯と私ども進修館指定の動きを一つにまとめた資料となっております。今回、不法駐車があってから撤去までの経緯を一つのペーパーにまとめたものとなっております。実際にこの長期駐車車両というのが確認されたのが令和２年の１０月６日頃というふうに考えております。こちらが佐藤議員がおっしゃっているように、佐藤議員から社会福祉協議会の方にお話があったというふうに一般質問などでお話しされておりますが、社会福祉協議会の方から黒いセルシオが進修館の駐車場に止まっているというふうなお話があり、それが宮代町町民生活課の方にご連絡が入りました。町民生活課の方から杉戸警察に相談をしていただき、駅前交番から警察官が来て車両の確認などをしています。そのあと、車は止まったままだったんですけど、１０月の９日になりまして、引き続きセルシオが止まっているということで、宮代町役場町民生活課から杉戸警察へ連絡し、折り返し警察の方に使用者から連絡があったようなんですが、レッカー移動するというお話があるというふうに町民生活課の方では認識したそうです。この際、指定管理者として、町民生活課と情報共有を行いまして、本件について車両の所有者との連絡は杉戸警察を通じて行うということ。また、個人情報、例えば誰の車なのかですとか、連絡先については、当面、町民生活課と杉戸警察の方で管理をするので、指定管理者の方とは情報共有しながら進めるということで伺っておりました。そのあと、町民生活課の方で杉戸警察を通じて車の使用者とやり取りをしていただいたところはこの資料にあるとおりなんですけけれども、使用者の方が全く動かないというところもありまして、かなり連絡を取っていただいたりということがございました。令和３年の２月になりまして、指定管理者として毎月、月次報告という会議を指定管理者と町民生活課で設けているんですけども、その中で本件も都度都度話題にはなっていたんですけども、事態が長期化しているということもありますので、指定管理者として登録証明の取得をして、そこに掲載されている使用者の住所などから、車両の使用者に内容証明郵便を送付して対応を進めることになりました。そこで指定管理者としては２月の２２日に春日部陸運局に向かいまして、登録証明の発行手続きを行いました。そして、車両の撤去についての内容証明郵便を作成したのですが、なにぶん素人なもので、文章が作れず、指定管理者として弁護士に文面の相談をすることにしました。３月の１日に古河市にあります古河法律事務所へ相談の依頼をしまして、同月３日、古河法律事務所の立石弁護士と面談をして、私どもが作った文面を見ていただき修正などをしていただきました。そして３月２６日を引き取り期限とする内容証明を３月の８日に配達証明と内容証明郵便で発送いたしました。３月の１０日に先方に到達したのを確認されました。ただ３月の２６日になっても車両の撤去が出来なかったのですが、当日になって本人から連絡があり、車が動かなくなっているので、レッカー車の手配をすると、ただそのレッカー車の手配が付かなかったので、期日には間に合わないが翌日の３月２７日に引き取るという連絡がありました。そして３月の２７日になってレッカー車両が夜に来まして、駐車場で私ともう一人の職員、そして車両の所有者が立ち会いまして車両の撤去を行いました。私としてはこの時に車両の所有者に初めて会った状況でございます。そして２７日が週末

に当たったので、週が明けてから２９日に町民生活課へ引き取りが完了したことを報告いたしまして、３１日に立石弁護士に本件が解決したことをメールでご報告した次第です。この経緯でお判りいただけますように、私どもといたしましては、車両の持ち主が誰であったかということに関しては、３月２７日に会うまでは、まったくどういう人物なのかということも認識はございませんでした。この点が事実誤認であると私どもは考えている点でございます。佐藤議員の方からは、一般質問ですとか、議会だよりの方の掲載記事によりますと、進修館として、私ですね。当時の責任者の息子の同級生だった。知人だったということを認識したうえで、長期駐車を容認したのではないかと思われるような記載ですとか発言がございますが、そういったことはこの経緯をご覧いただいてもわかるように、一切ございません。実際に見てみて息子の同級生という認識はいたしましたけれども、当人と言葉を交わしたこともございませんし、実際に登録証明を取ってみても、本人の苗字が変わっておりましたので、その名前が自分の知り合いだという認識は全くないまま本件を進めていたというのが本件の趣旨でございます。また指定管理者として私ども１０年間、仕事をさせていただいておりますが、宮代町のコミュニティの中心と位置付けられている大切な施設の管理者として、進修館条例、規則に則って公平性を期す運営を心掛けております。こうした運営で古くからの利用者の方からは、もっと優遇してくれてもいいのにと言われたりすることもあるんですけれども、そういったことも含めて公平性を期すからということできちんと仕事をしているというところでございます。こういったこともございますので、このような人を寄った運営をしてるというふうな言われ方をして多くの方に誤解を受けたということは当方としてもとても残念なことでございます。また、資料にも添付したんですけども、今年の９月１日に佐藤議員とこの件に関してやり取りをする機会がございました。その際に今申し上げたような本件の経緯とはまた違う時間軸のお話を佐藤議員の方からいただき、電話で口頭でなんですけれども、私としては車両の所有者がわかったのは、車を取りに来た当日という認識であるけれども、佐藤議員が私どもが所有者を認識したのはいつだとお考えなのかということをお尋ねしたところ、令和２年の１０月の時点で知っていたということを聞いてるというお話をされたり、あと、進修館の職員から事実を聞いたというご発言をいただきました。事実関係、時間の関係の確認もそうなんですけれども、もし佐藤議員が進修館の職員から本件に関する事実を聞いたということであれば、当方としてはその職員が業務上知り得た情報を許可なく開示している。所謂、守秘義務違反に当たるというふうに考えておりまので、こちらを重く見て調査をしたいというふうに思っております。また、議員として様々な場所で発言されるという部分につきましては、公人であるといことで、その真偽について十分な調査が行われて、信頼できる事実に基づいてご発言をされているということで認識をしております。またそういった認識を皆さんが持っているからこそ、議会の議事録や議会だよりなどに掲載されている内容について間違いない事実だというふうに皆さんは認識をされるものだというふうに思っております。こういったことがございますので、議員の皆様を信頼している町民としましては、こういった事実の誤解があってのご発言というのは問題だというふうに思っておりますし、当法人としてはそれが基でいろいろな迷惑を被っていることがございますので、調査をお願いしたいというところでございます。長くなりましたが以上になります。

＜「なげーよ」という者あり＞

（川野委員長）以上で請願人からの説明を終わります。

○質疑

（川野委員長）これより請願第４号に対する質疑に入ります。ご質疑ありましたらお願いいたします。

泉委員。

（泉委員）代表理事の方にお伺いしたいんですけど、お隣の方の紹介を一切していないというのはどういうことなんでしょうか。

（川野委員長）はい。

（請願人渡邉氏）大変失礼いたしました。本日同席しておりますのは、当法人の理事の髙濵でございます。大変失礼いたしました。本日、参考人として同席させていただいております。よろしくお願いいたします。

（川野委員長）他に質疑ありますか。塚村委員。

（塚村委員）塚村です。ご説明いただいて良くわかりました。まずお伺いしたいのは、請願書にもございます理由の中の風評被害のところでございます。もし差し支えなければ、具体的な被害等教えていただければと思います。

（川野委員長）請願人。

（請願人渡邉氏）ご質問ありがとうございます。具体的な風評被害についてなんですけども、私ども毎月進修館だよりというものを発行しておりまして、発行したものを町内の事業者さんですとか施設にお配りをさせていただいております。その際に毎月施設の方とコミュニケーションを取るということを常にしているんですが、その中で複数回本件についてお話をいただいて、議会だよりにこういう記載があったよ。それ本当なのか。というふうに聞かれるので、実際はそうではなくて、今のようなご説明をするということがございます。

（川野委員長）他に。塚村委員。

（塚村委員）ありがとうございます。今のご説明でわかりました。今回のことで進修館の運営自体に被害が及んでいるということは如何かなと思いまして、そちらもお願いします。

（川野委員長）請願人。

（請願人渡邉氏）本件について、例えば進修館の利用者からそういったことを聞かれるとかは、具体的には無いかと思っております。ただ、これは今回の請願の本筋ではないかもしれないんですけれども、佐藤議員が窓口にいらした際に本件について、私が嘘をついていると言われたり、こういったことが窓口でお客様がいらっしゃる中で展開されるということについては、実際に施設の稼働に影響があるという訳ではございませんが、影響がある事案かと考えております。

（川野委員長）他にありますか。泉委員。

（泉委員）はい。それでは質問させていただきます。今回で一番調査していただきたいというのは、子どもの友達だというのを前もって知っていて、それで優先されたみたいなイメージがあるから、それは事実無根だということを証明してもらいたいということでよろしいでしょうか。

（川野委員長）請願人。

（請願人渡邉氏）今回、事実確認としてお願いしたいのは、泉議員がおっしゃっていただい

たようなことなんですけども、まず、事実に基づいたものなのかどうかということが１点、もう一つは、その事実関係が進修館の職員から聞いたというふうに佐藤議員からは口頭で伺っているんですけども、誰だったのかというところも含めて、事実関係の確認をしていただきたいというふうに考えております。ちなみに事実関係の確認をお願いしたいだけで、例えば、謝罪を求めているとか、そういったことでは全くございませんので、ご理解ください。

（川野委員長）泉委員。

（泉委員）はい。よくわかりました。まず資料２のところでは、当時の責任者である方のお子様の友達ということを表記しています。そして資料４のところで、その方のお子様の友達ということも当時から判明しており、担当課の方も、皆さん、情報は共有しております。もちろん町長も知っていることと思います。という発言をしております。そして資料６のところですね、前回はイニシャルで申し上げましたけれども、代表者ですからいいでしょう。渡邉さんの息子さんのお友達。こういうふうに表現しております。確かにこれを読みますと、子供の友人だから許しているというのが誤解を生じる発言だと私も思います。こういうイメージの中でやはり連想するのは、最後に分かったという事実があると先ほど言われましたよね。これに関して、前から知っていて、なおかつ町長の友達であるとか、理事の息子の友達であるということが前もって知っているような言い方をされていると私も感じております。もし、気が付いたのが、先ほど言われた日であれば、これはまずいんではないかと感じておりますので、その辺に関しましてやはり調査は必要であるのではないかということは感じております。さすがに風評被害はあると思います。進修館というと駐車場問題というようなイメージを付けてしまっていますので、必ず一般質問のときに進修館の違法駐車ということも佐藤議員は言ってますので、これでイメージ付けられているという悪い面は確かに被害はあると思いますので、やはりしっかりとその辺は確認していかないといけないなと感じております。

（川野委員長）他に質疑ありますか。丸山副委員長。

（丸山副委員長）丸山でございます。資料を見させていただいて、資料３の弁護士熊川次男さんですね。もしわかったらお聞きしたいんですが、意見があったら佐藤さんに対して顧問弁護士の熊川弁護士に書面にて提出となっていることは耳にしたりとか報告を受けたりしているのかということが一点と、それともう一点は、資料１０のセルシオの件の下の方です。佐藤議員から「私は事実に基づいたことしか発言していない。」と言っていて、それに対して「事実に基づいているというのであれば、それを明らかにしてほしい。」ということなんですが、これについて事実を明らかにしなかった。佐藤議員の方からしなかったのかお聞きします。

（川野委員長）答弁いただきます。請願人。

（請願人渡邉氏）今質問いただきました、まず、資料３についてなんですが、こちらは私が議会に傍聴に行ったときに入手したものでございます。令和６年第１回３月定例会の一般質問の傍聴に行ったのですが、その際に佐藤議員が傍聴人に対して配布をしていたもので、これがどのような経緯で入手されたということは、私個人では認識しておりません。あともう一つ、ただこれが本件に関係があるなと思ったので添付資料として付けさせていただいた事態です。もう一点、資料１０のセルシオの件のところのやり取りについてなんですが、こちらは来館した際のやり取りで、佐藤議員の方から「事実に基づいたことしか発言してい

ない。」「役場職員複数の方から「進修館のスタッフから聞いたが、本当か？」と尋ねたところ、「そのように聞いている」と回答した」ということを言われたので、私の方が佐藤議員にお電話した際にそのような話があったけれども、その職員は誰なのか。男なのか女なのか。と質問をさせていただきました。それに対して、「覚えていない。」「男か女かどうかもわからない。」というお話でしたので、そういった不確かな証拠を基にお話しを展開されるのは如何なものかというふうに感じている次第です。

（川野委員長）はい。丸山副委員長。

（丸山副委員長）丸山です。ありがとうございます。資料３に関して傍聴席で配ったということ知らなかったんで、これを配っていたんだなと思います。２点もそうなんですが、資料にあります男性だったのか女性だったのかは忘れた。名前もわからない。ということですが、ここは凄く引っ掛かりまして、それを覚えてないようなことを発言しているのかということで、疑問に思います。さっき泉委員からは話が出ていましたけど、具体的な根拠の提示ということと事実関係の調査ですね。請願者の方からは細かいやり取りとか全部細かく出ていて、作るのも大変だったと思います。しっかりしたものを請願に出されています。風評被害をかなり受けていると思います。私も耳にしています。貶めるような発言になっているは感じています。わかりました。

（川野委員長）他に質疑ありますか。塚村委員。

（塚村委員）塚村です。ご確認なんですが。先ほどご説明いただきました資料１１について、佐藤議員が３月議会で一般質問する以前にこのご説明は佐藤議員にされてはいるのでしょうか。そういった事前の確認をされているのかということをお伺いします。

（川野委員長）答弁求めます。請願人。

（請願人渡邉氏）今のご質問に対してなんですけども、まず議会の一般質問に行って質問内容を聞くことはありますけれども、直接こちらの方から佐藤議員を呼び止めて、それは事実無根だという話をしたりとか、そういった事実はございません。ただ、そういったやり取りの中で、反論しないから事実だと認めたのではないか。というような認識があるというお話を佐藤議員から伺いましたので、改めてこういったこちらが認識している事実関係を明らかにさせていただいている次第です。

（川野委員長）塚村委員。

（塚村委員）はい。わかりました。この件が発生したのが令和２年になります。その後に資料１１を見ますと、経緯がわかるのですが、令和２年から佐藤議員が議員になる前ではあると思うんですが、進修館に対して事実確認を求めるようなコンタクトというかそういうことはあったのでしょうか。

（川野委員長）答弁を求めます。請願人。

（請願人渡邉氏）今回の資料は、あくまでも佐藤議員が議員としてやり取りをしたことに着目をして作っております。令和６年第１回議会の前は、町民としてというお立場だったと思いますので、その部分は今回の資料からは省かせていただいております。議員になる前の時間についてなんですけれども、町民だった佐藤氏が窓口に来たりというのもあって、本件について問い合わせをしたりということは実際にございます。町民生活課の方にもこの件についてやり取りがあったということは伺っております。その期間、私本人としては施設長ではなく、別の役職で進修館に関わっておりまして、その当時の施設長が当時の町民だった佐

藤氏と口頭でのやり取り、メールのやり取りをしているのは報告を受けております。
（川野委員長）泉委員。
（泉委員）先ほど資料３のところで、お話が合ったので、これ大事なところなので確認しておきたいと思うんですが、議会のときにこの資料３を傍聴の方に配っていたということなんですね。これどういうふうな形で配っていたのかをご説明いただきたいと思います。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人。
（請願人渡邉氏）はい。この日私は、一般の傍聴人として会場に入りまして、佐藤議員が傍聴席の方にいらして、手配りで配っていらっしゃったものを１枚いただいたということで、私以外の傍聴人の方も複数人この資料は手に取っていらっしゃったというふうに認識しております。
（川野委員長）泉委員。
（泉委員）その時というのは一般質問をやった後に行ったということでしょうか。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人。
（請願人渡邉氏）一般質問の前の時間だというふうに認識しております。
（川野委員長）泉委員。
（泉委員）これは一般質問の前のどのくらい前の時間帯でしょうか。始まる前のどのくらいの時間帯に配ったのでしょうか。５分前とか１０分前とか。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人
（請願人渡邉氏）一般質問が始まる５分前、１０分前くらいに会場に入ってと記憶しておりますので、そのぐらいの時間かと思います。
（川野委員長）泉委員。
（泉委員）この資料を配布するというのは、認めてない形になっていまして、それも検討課題ということで先の議論となっております。それを勝手にやっていたということがわかってしまったことなので、これは問題であると思いますので、それも調査した方がいいと思います。
（川野委員長）他に質疑はありますか。丸藤委員。
（丸藤委員）丸藤でございます。何点かご質問いたします。まず、確認なんですけども、この黒のセルシオが駐車していたというのは、資料１１からすると、令和２年の１０月６日から令和３年３月２７日ということでよろしいでしょうか。それが一つ。それから、佐藤議員が渡邉朋子さんの息子さんの友人だっていうふうにおっしゃってたというところなんですけども、それはどうしてかということでやり取りの間で、進修館のスタッフが誰であったかについては忘れてしまったっていうのと、役場職員については、本人の了承をもらえれば名前を公表すると言っている。そうすると進修館のスタッフと役場の職員がこういうふうに話していたっていうふうに本人は言っていたんでしょうか。それが２点。それから、先ほど説明するときに
＜「１点ずつの方がいいのでは」と言う者あり＞
（川野委員長）では、まず、１点目の答弁をいただきたいと思います。請願人。
（請願人渡邉氏）１問目は、進修館の駐車場に黒のセルシオが置かれていた期間のお話かと思いますが、私どもが認識しているのは、社会福祉協議会の方からセルシオが止まっているというお話があったよと町民生活課から言われた１０月の６日、その前からあったのかと

思いますが、そこから最後は令和３年３月２７日、車両の引き取りに立ち会ったまでの期間というふうに認識しております。
（川野委員長）丸藤委員、もう一度２問目の質問をお願いします。
（丸藤委員）渡邉さんの息子さんの友人であるというふうな発言をしているということなんですけども、それで佐藤議員が進修館のスタッフが誰であったかについては忘れてしまったけれどもということと、役場職員については本人の了承もらえば名前を公表する、そうすると進修館のスタッフと役場の職員が聞いているというふうになりますよね。そういうことでよろしいでしょうか。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人。
（請願人渡邉氏）まず、車の使用者が誰だったかということに関しては、先ほどもお話ししたとおり３月２７日に立ち会った時にわかったんですけども、その際、進修館の職員１名とその場にいて、車の所有者と私はまったく言葉を交わしていないので、名前とか息子の同級生だった何とか君だとかそういう会話はしておりません。そこに立ち会った職員とは、息子の同級生だったようだという会話はしました。その日はそれで終わっております。そのあと、所有者と私どもの関係とかに関しては特に車両の引き取り方法の宮代町役場の報告事項に入れておりませんでしたので、そこは内々の事実だということで認識しておりました。ただそういった形で進んでいたものが何故か佐藤議員の方からこういうふうに、私の息子の知人だとか同級生だとか友達という発言があったので、どういうふうに確認をしたのかと言ったところ、役場の職員の人も複数人知っていますよというお話をいただいたというそういう形でございます。
（川野委員長）丸藤委員。
（丸藤委員）それから、冒頭ですね。説明の中に内容証明については、素人だからみたいな説明をしておりましたが、遅れた理由はそういうことなんでしょうか。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人。
（請願人渡邉氏）内容証明の発送についてなんですが、進修館の指定管理者としては、まず所有者の住所、名前を知る立場にはありませんでしたので、令和３年２月の２２日に陸運局で登録証明を発行して初めて知りました。そこで発送先を確認したということになります。文面については、インターネットなどで文例集みたいなものがありますので、そういったものを参考に作成は何日かやっていたんですけれども、弁護士事務所に電話などで確認をしたところ、インターネットでの情報は逆に相手に、ちょっと言葉があれですけど、突っ込みどころを与えるようなものも中にはあるので、文面についてはきちんと相談して作りましょうということになったので、そのあたりで何日か時間をかけているというところでございます。
（川野委員長）丸藤委員。
（丸藤委員）あともう一つは、指定管理でありますので、当然町とこういう問題が起きていると当然町にも報告するし、町と進めた方がいいという判断でやったと思うんですけど、これは当初から町と共有しながら連携を図りながらやってきたのかどうか。その辺の経緯についてもお尋ねします。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人。
（請願人渡邉氏）通常業務においては、宮代町町民生活課が所管ですので、情報共有しなが

ら進めております。本件につきましては、車両が長期的に止まっているという話を社会福祉協議会から町民生活課の方に直接行きまして、町民生活課が先に杉戸警察の方に相談をするという流れになっておりましたので、例えば、社会福祉協議会とのやり取りが私どもの方と最初にやれば私どもの方で主体となって動いたかもしれませんけれども、本件については、最初から役場の町民生活課の職員の方が主導で動いていただいていたということでございます。

（川野委員長）丸藤委員。

（丸藤委員）もう１点なんですが、今回の請願の中で先ほど風評被害を被っているということで、説明がありました。この請願書の中にもまたそれは名誉棄損にも該当するというふうにおっしゃっています。先ほどの謝罪だとか謝るとかそういったことは別に置いといてっていうと語弊があるかもしれませんが、これについては名誉棄損にも該当するというところはどういうところなのかご説明をお願いしたいと思います。

（川野委員長）答弁を求めます。請願人。

（請願人渡邉氏）まず、本件を請願で事実確認を明らかにしてほしいというふうに申し上げているのは、私どもとしてもそういった風評被害でいろいろ被害を被っていると感じておりますし、名誉を傷つけられたとも感じてはおります。ただそうはいっても、事実がこうだったということを皆さんに知っていただくことで、あとは日常の業務を誠実に行うことで進めていきたいと考えているところでございます。

（川野委員長）泉委員。

（泉委員）何度も申し訳ありません。一つ質問させていただきたいのですが、登録証の名称を見て原田さんという方の苗字が変わっていたから気づかなかったということもありました。ご本人が気が付かないのに、なぜスタッフがわかっているのか不思議でしょうがないんですけど、また町職員も知っていたというんですね。そういう発言をされてたというふうに言われてますから、なぜわかる以前に職員やスタッフがお子さんの友人であるということを知り得たのか。そういう可能性があるのかどうかをお伺いさせていただきます。

（川野委員長）答弁を求めます。請願人。

（請願人渡邉氏）私の個人的な見解になりますけども、そういった事実は３月の２７日までは誰も知り得なかっただろうと思っております。

（川野委員長）泉委員。

（泉委員）それでは、最後に質問させていただきます。髙濵様の方から何かご意見があればお伺いしたいと思います。この件につきまして。

（川野委員長）髙濵さん、よろしくお願いします。

（請願人髙濵氏）はい。先ほどは申し訳ございませんでした。ＭＣＡサポートセンター理事の髙濵と申します。よろしくお願いいたします。ほぼ代表の先ほどお伝えさせていただいたとおりで、私も２７日のことが終わった後に初めて「なんか見たことあるなと思ったんだよね。」と言われました。それまでは私も理事だったので経緯は聞いてましたけれども、一切こういった文書も出ていませんでしたし、初めてこの日にこういう関係ですので、びっくりしたと言っていたのは記憶にあります。

（川野委員長）泉委員。

（泉委員）今の話を聞いて納得いたしました。やはり思ったのは、先ほどの中で話を聞いた

人が男か女かわからないってこと自体がおかしいと思っております。どんなに時間が経っても話をした人が男か女かを忘れるはずがありません。平気でそういう答弁をするっていうことは、凄い無責任であると私は感じました。以上です。
（川野委員長）他に質疑ありますか。塚村委員。
（塚村委員）塚村です。資料１０の１ページ目の裏面になります。この資料は、９月１日の電話のやり取りになっております。かなり長い時間やり取りをされたことが読み取れます。裏ページの４時半から４時４５分の電話の中のやり取りのところで「スタッフは電話のやり取りで怖くなってしまった。同様し、涙を流していた。」というところが私は気になりました。どのような状況であったのか、私どもは議員ですので、そういう立場でどういうやり取りだったのかというところを差し支えなければお伺いいたします。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人。
（請願人渡邉氏）９月１日の１６時３０分から１６時４５分の電話につきましては、進修館受付スタッフの小林というものが対応いたしました。佐藤議員からその前もやり取りがあって、お電話をいただいた際に、進修館では電話に出たときに「進修館〇〇です。」と名前を言うことにしております。その際、小林の方でも「進修館小林です。」というふうに応対をいたしました。その際、佐藤議員の方から渡邉さんいますかというお話をいただいて、今外出しているとか、そういったやり取りをしたようなんですけれども、最後に佐藤議員の方から「名前を教えてくれ」というふうに問われたということです。ただ小林の方では、それまでの電話のやり取りが小林の言葉からすると、かなり威圧的で恐怖を感じてしまって、自分の名前を言うと何かが起こるのではないかというふうに怖くなってしまったため、「個人情報なのでお答えできません。」というふうに話しました。そうしましたら、そのあと、「最初に電話で自分の名前を言ったのに何で名前を今になって言えないんだ。」というようなことを言われて怖くなってしまったということで、電話を切った後でも同様して泣いてしまっていました。退勤時間も近かったので、これ以上居るのはということで退社させたのがその時の経緯でございます。
（川野委員長）塚村委員。
（塚村委員）今、詳しくお話しくださって、背景がわかりました。佐藤議員の対応に威圧的というところから問題があるのではないかというのも、今のやり取りで理解したところでございます。ちなみにこういった対応というのはこの限りだったのでしょうか。他にもあったということは無いのでしょうか。
（川野委員長）答弁を求めます。請願人。
（請願人渡邉氏）怖くなってしまう対応でしょうか。この請願に関してのやり取りの中で、小林が感じたのはこの件なんですけれども、直近で、佐藤議員が先日窓口に来た際に、たまたま小林が出勤日で応対をしたのですが、「あの時の電話の小林さんだね。」と言われて、やはり怖くなってしまって、その時は泣くのを我慢してたということなんですけど、そういったことが最近はございました。
（川野委員長）他に質疑。丸山副委員長。
（丸山副委員長）丸山でございます。資料１０の電話対応のところで、今日出席してくださっている髙濵さんが対応してくださったところですけど、１６時４５分から１７時４０分の１時間近い時間ですが、この間ずっと仕事ができない状況です。１時間もずっと話をし

ていたのですが、その時の勤務状況で夜は人数が少ない。これで仕事が滞ってるのではないかが心配に思ったのと、この時の対応、髙濵さんが対応してくださったんですが、今、小林さんという方が完全ハラスメントということになるんですけど、電話対応をどのような感じで受けたのかをお答え願います。

（川野委員長）答弁を求めます。請願人。

（請願人髙濵氏）まず私は、その時引き継ぎで入ったのですが、状況がバタバタしていたのですが、電話が鳴ったので出た状態でした。小林を出せとかということがしばらく続いて、その後、私の方もこの件に関しては違うと思うんですけども、その辺はご訂正されることはないのですかということは話しました。１０月に聞いたという話も聞いていたので、知り得ないと思うんですけどみたいな話はしました。それ以降は今回の請願とは別件の話でいろいろ指摘していただいたりとか大体１時間くらい話をして、最終的には喧嘩したような形ではなくて、お互いに落ち着いた形では終わっています。結果、１時間くらいかかったということです。

（川野委員長）丸山副委員長。

（丸山副委員長）これだけの１時間くらいの電話の対応というのは、仕事に支障があると思いますが、こういったことは多々あるのでしょうか。

（川野委員長）答弁を求めます。請願人。

（請願人渡邉氏）進修館の電話のやり取りというのは、ほとんどが施設の貸し借りの電話ですので、長くても付属備品の問い合わせでも１０分程度ということで、電話で何か交渉事をすることはほとんどないと考えております。

（川野委員長）他に質疑ありますか。他に質疑もないようですから以上で質疑を終結いたします。

○討論

（川野委員長）これより討論に入ります。まず、本請願に対する反対討論の発言を許可します。

＜「なし」という声あり＞

次に賛成討論の発言を許します。塚村委員。

（塚村委員）塚村でございます。今、いろいろご質疑させていただきまして、いろいろと良くわかりました。調査は必要だと思います。また一般質問をする際は、公の場でもありますので、事前の調査をして、私たちは望んでいます。大変重要なことでありまして、もしも誤ったものがあれば自ら訂正するということが必要なことでございます。それをまた明らかにして調査を進めることは大変重要だと思いますので賛成いたします。以上です。

（川野委員長）次に反対討論の発言を許します。

＜「なし」という声あり＞

次に賛成討論の発言を許します。これをもって討論を終結いたします。

○採決

（川野委員長）これより採決いたします。請願第４号「佐藤将行議員による進修館駐車場長期駐車車両に関する宮代町議会一般質問における一連の発言及び議事論並びに議会だよりへの掲載内容に関わる事実関係の調査を求める請願書」の件について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。
よって、請願第４号「佐藤将行議員による進修館駐車場長期駐車車両に関する宮代町議会一般質問における一連の発言及び議事論並びに議会だよりへの掲載内容に関わる事実関係の調査を求める請願書」の件は、採択することに決定しました。
以上で請願第４号の審査を終了いたしました。なお、１２月１１日の本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。
これをもちまして議会運営委員会を終了させていただきます。ご苦労様でした。